

## 「学校いじめ防止基本方針」 一抜粋一

### I 学校いじめ防止基本方針策定の基本理念

いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという危機感を持って、全職員が取り組むことにより、いじめは人間として絶対に許すことのできない行為であり、恥ずべき行為であることを生徒に認識させることが大切である。学校の教育活動全体を通じて、道徳教育や人権教育を充実させると共に社会体験活動や学校行事等で助け合う心、良い人間関係を作り、いじめを根絶しなければならない。

### II いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

#### 具体的ないじめの態様（例）

冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる  
仲間はずれ、集団による無視をされる  
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする  
金品をたかられたりする

### III いじめの防止について

#### 1. 未然防止の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作り）

授業の充実、学校行事での居場所づくり・絆づくり、人権教育の充実、部活動の活性化等、学校教育活動全体を通じ、いじめを生まない土壌をつくるために、教職員・関係者が一体となり取り組んでいます。

#### 2. 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない手立て）

ささいな兆候にも見過ごすことなく、いじめではないかと疑いを持ち、注視し、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知します。下記の取組等で生徒がいじめを訴えやすい体制を整えています。

- (1) いじめに関するアンケートの実施（年3回）
- (2) 「生活アンケート」の実施（新入生）
- (3) 携帯電話等の情報通信端末の利用に係る実態調査等
- (4) 「生徒状況連絡会」で全職員による情報共有（年2回）

#### 3. 迅速対応（発見したいじめには組織的に対応し関係機関・専門機関との連携でいじめ解消へ取り組む）

学校いじめ対策委員会において事実関係の確認・情報共有を行い、組織的な対応方針を決定するとともに被害生徒を徹底して守り通し、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応します。

「いじめ」には学校全体で対応し、生徒が安心・安全に学校生活をおくれる環境をつくります。